



事務連絡  
令和2年3月12日

各 都道府県  
消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課消費生活協同組合業務室

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の消費生活協同組合及び同  
連合会（以下「組合」という。）に対して事務連絡を発出したので、各都道府県  
の所管組合に対する周知について、よろしくお取り計らい願います。

別 添

事 務 連 絡  
令和2年3月12日

各 厚生労働大臣認可  
消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

消費生活協同組合及び連合会（以下「組合」という。）における各事業の業務における新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の消費生活協同組合における各事業の業務等における留意点について」令和2年2月25日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室長事務連絡においてお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタノール（医薬品又は医薬部外品）の供給不足が生じていることから、各都道府県衛生主管部（局）あてに、本事務連絡の別紙のとおり、一斗缶などの大容量消毒用エタノールを他の容器に詰め替えて使用する際の取扱いについて、周知が行われています。

組合におかれましても、別紙内容についてご了知いただきますようお願いいたします。

(別紙)

事務連絡  
令和2年2月28日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課  
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタノール（医薬品又は医薬部外品）の供給不足が生じています。

イベント又は施設等に来訪する者に対し、イベント又は施設の開設者等（以下「事業者等」という。）が感染予防の目的で購入した消毒用エタノールを使用させる場合の取扱いについて、事業者等から照会が寄せられていることから、来訪者等に対する消毒用エタノールの使用について、下記のとおり取扱う旨、貴管下関係者又は事業者等から照会があった場合は、周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

1. イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。なお、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授与等を行わないこと。
2. 容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。

以上